

各 位

トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する
不当廉売関税に関する具体的取扱いについて

「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（令和 2 年政令第 208 号）に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトリス（クロロプロピル）ホスフェートに対しては、令和 2 年 6 月 27 日から暫定的な不当廉売関税を課しています。今般「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（令和 2 年政令 279 号）が公布され、下記のとおり不当廉売関税が賦課されることとなりますので、お知らせします。

記

1. 対象貨物

関税率法の別表第 2919.90 号に掲げる物品のうちトリス（クロロプロピル）ホスフェート

2. 対象国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

3. 税率

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするもの 37.2%

4. 期間

令和 2 年 9 月 17 日から令和 7 年 9 月 16 日まで

5. システムを利用して行う輸入（納税）申告について

「内国消費税等種別コード（輸入）」欄に「S009001」を入力する。

問合せ先

| | |
|-------------------|-----------------|
| 通関総括第 1 部門（手続関係） | TEL03-3599-6337 |
| 首席原産地調査官（原産地認定関係） | TEL03-3599-6527 |